

第3章 まちづくりの実現に向けて

3-1 協働によるまちづくりの推進

3-2 都市計画制度の活用と事業の推進

3-3 適切な進行管理と

都市計画マスタープランの見直し



芝根小 6年2組 新井 律
「玉村都市」



上陽小 4年1組 田部井 茉琳
「どうぶつがいっぱいの玉村町」



中央小 4年2組 大塚 愛名
「ドリームインたまむら」

第3章 まちづくりの実現に向けて

都市計画マスタープランを推進するためには、住民・企業・行政の協働によるまちづくりの推進と、都市計画制度の活用と事業の推進、さらに社会経済情勢の変化等に対応した適切な進行管理と計画の見直しが必要となります。これらを推進することにより、将来像に掲げる「ひと・まち・くらしの輪が交流連携をはぐくむ定住都市 玉村町 ～住みよいまちから住みたいまちへ～」の実現を目指します。

3-1 協働によるまちづくりの推進

1. まちづくりの役割分担と協働による取り組み

これからのまちづくりは、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・企業・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、力を合わせてまちづくりを進めていく、協働によるまちづくりが重要です。

また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、住民の自主的な活動や住民と行政、企業と行政などの多様な主体の連携によって展開していきます。

(1) 生活に密着した事柄への対応

生活に密着した身近な地域のまちづくりについては、地域の実情や住民のニーズに応じた住民主導による良好な住環境を形成するため、きめ細かなまちづくりが求められます。

このため、まちの構成員である住民・企業・行政の協働により、地域の課題やまちづくりの実現方策について共に話し合いを行なうとともに、地域や行政によるそれぞれの主体的な取り組みや協力・支援など、役割を担い合いながら、まちづくりの実現を図ります。

(2) 広域的・根幹的な事柄への対応

広域的・根幹的な事柄については、多様な権利や利害等について総合的な視点により調整を図りながら、本町全体の健全な発展と秩序ある土地利用を進める必要があります。

このため、社会経済情勢や土地利用等の動向などを踏まえて住民意向の反映に努めながら、用途地域や開発許可制度等の都市計画制度の活用による適正な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市計画事業（道路、下水道、市街地開発事業等の整備）を推進し、総合的なまちづくりへの整備・誘導を図ります。

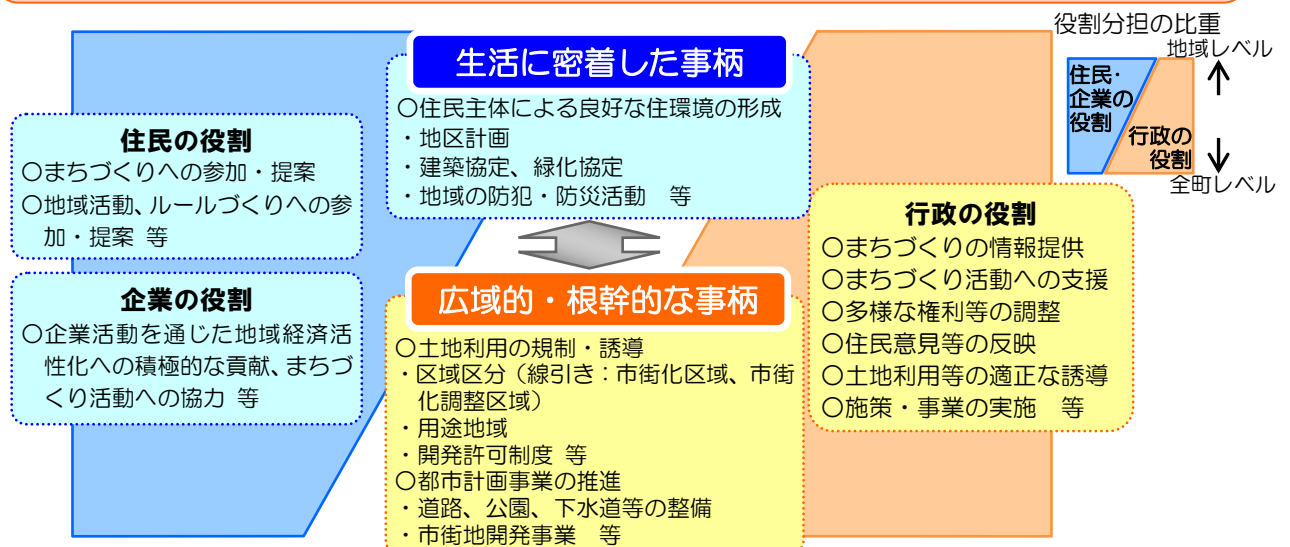


図 取り組みに応じた役割分担と協働の理念

2. 協働によるまちづくりへの活動の支援

住民・企業・行政が連携した協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに参加しやすい環境づくりが必要です。このため、住民参加と協働によるまちづくりに関する事項を定めた「玉村町自治基本条例」（平成19年施行）を踏まえて、まちづくりに関する情報の提供、自主的なまちづくり活動への支援や住民参加の推進などの積極的な取り組みを進めます。

玉村町自治基本条例

（前文）※抜粋

わたくしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意志によってまちづくりに参画するとともに、住民、議会及び町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、まちづくりを進める必要があります。

ここに、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念と目標を明らかにするとともに、住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、この条例を制定します。

（1）まちづくりに関する情報の提供

住民・企業・行政による協働のまちづくりを進めるには、まちづくりに関する情報を共有することが重要になります。このため、町のホームページや広報紙、パンフレットのほか、出前講座の開催などにより、まちづくりに関する情報を積極的に提供するとともに、住民のまちづくりへの意識の高揚に努めます。

（2）住民・企業の参加機会の増大によるまちづくりの推進

個々の計画づくりや施設整備などをするにあたっては、パブリックコメントや策定組織への積極的な参加ができる機会の確保・増大に努めるとともに、それぞれの視点からみた改善点や提案などを取り入れる参加型のまちづくりを推進します。

（3）まちづくりリーダーの育成

住民主体のまちづくりには、住民の一人ひとりがまちづくりに関心を持つことや、地域の要望等を取りまとめるリーダー的な存在が必要です。このため、まちづくりへの参加意識の高揚を図るとともに、まちづくり関連の専門家の派遣や研修会、交流会を通じて、まちづくりのリーダーの育成に努めます。

（4）住民主体のまちづくり活動への支援

住民団体やボランティアグループなどの活発なまちづくり活動を活かすため、地域の実情に応じてまちづくりの懇談会や勉強会を開催するとともに、まちづくりの機運が高まった地域から「まちづくり協議会」を発足できるように支援します。さらに、まちづくり活動の実践として、地区計画や建築協定、道路・公園等の維持管理への支援体制や制度等の仕組みづくりの充実に努めます。

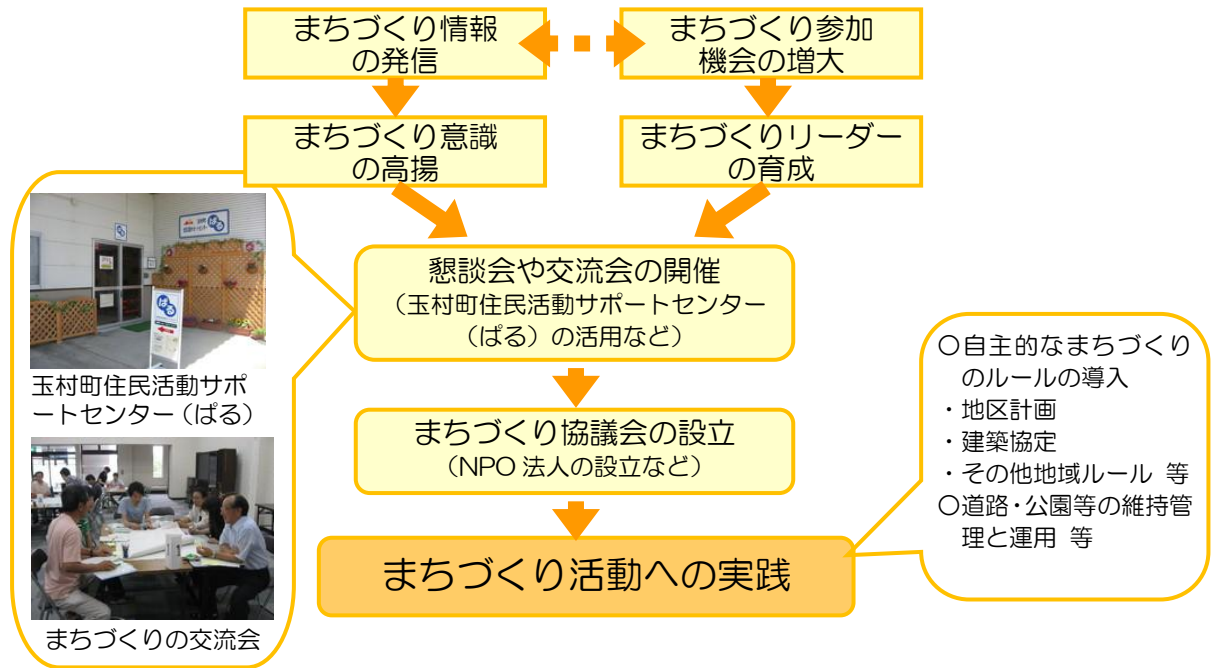


図 住民主体のまちづくり活動の流れ

3-2 都市計画制度の活用と事業の推進

1. 都市整備に関する個別計画の推進

都市計画マスタープランは、都市計画（まちづくり）に関する目標や基本的な方針を示すものです。今後、この方針に沿って具現化を図るため、都市整備に関する部門別計画の策定や事業の実施を進めるとともに、都市計画の決定や変更への取り組みを行います。

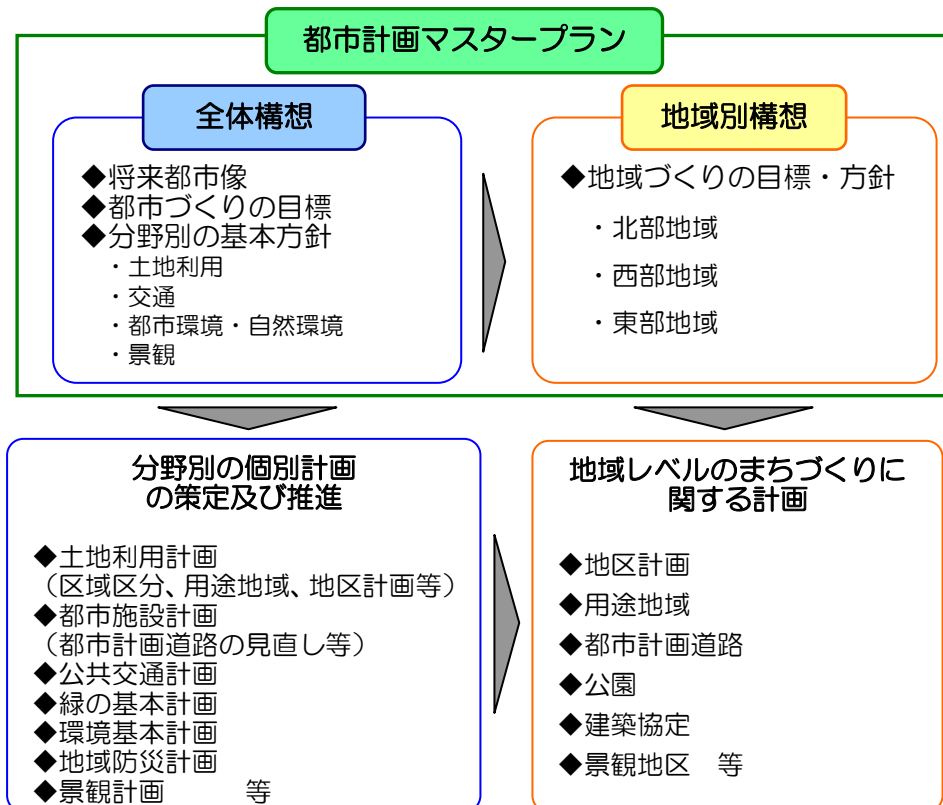


図 都市整備に関する個別計画の推進のイメージ

2. 都市計画制度・事業の推進および見直し

都市計画マスタープランで示した方針や施策の実現にあたっては、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、都市整備上の効果など、限られた財源の中で最大限の効果が得られるように総合的に勘案して進めます。

具体的には、都市施設整備（都市計画道路、公園、下水道等）、区域区分、地区計画、用途地域等の都市計画制度・事業を推進し、社会経済情勢等を踏まえた整備推進および見直しに努め、実現性のある効果的なまちづくりを目指します。

特に以下の取り組みを進めます。

（1）区域区分（線引き：市街化区域と市街化調整区域）

人口減少などの社会経済情勢の変化への対応とともに、東毛広域幹線道路（国道354号バイパス）の整備、関越自動車道の高崎・玉村スマートIC（仮称）の開設による新たな広域交通基盤や限られた土地資源を有効に活用し、拠点となる地域の賑わいや産業の活性化、定住促進を図るため、市街化調整区域の対象となる地区については、地域住民との合意形成を図った上で、市街化区域への編入を検討します。

（2）地区計画

道路や公園などの施設整備の充実や改善が望まれる住宅地は、地区計画制度の活用により、狭あい道路の解消や公園整備、地区にふさわしい建物用途や密度、形態などのルールを定め、土地や建物の所有者などの地域住民による主体的な活動を支援しながらきめ細かいまちづくりを進めます。

市街化調整区域の集落地において、居住環境及び地域コミュニティの維持・向上を図る必要がある地区については、地区計画や大規模指定既存集落の指定などにより、歩道や交通安全施設などの整備を進め、地域住民による主体的な活動を支援しながら、集落地内の適切な土地利用を図ります。

（3）用途地域

良好な住環境の保全や業務の利便性の向上など、地域に合った望ましい市街地像の実現のため、土地利用の動向や公共施設の整備状況を把握するとともに、主要地方道藤岡大胡線等の沿道の商業・業務系沿道サービス施設の立地誘導に向けた商業系用途への見直しなど、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

（4）都市計画道路

市街化の進展や将来の交通需要等を見通しながら、選択と集中の発想に基づき整備を計画的に進めます。特に、長期にわたって事業が未着手となっている路線は、社会情勢や将来の交通需要などを踏まえ、整備の必要性や実現性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを進めます。

（5）その他のまちづくり制度

建築物の敷地や壁面の位置、構造、意匠等の制限により、住宅地や集落地の良好な住環境を形成するため、建築協定などの取り組みを地域住民とともに進めます。

3-3 都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直し

1. PDCA サイクルの推進

都市計画マスタープランは、長期的な見通しを持って継続的に取り組むものであるため、その間には、まちづくりの進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、上位計画である総合計画などの見直しとの整合を図りつつ、住民や企業の主体的な参加のもとにまちづくりの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、内容の充実を図っていきます。

具体的には、都市計画マスタープラン（Plan）の目標や方針に基づき、各種制度や事業を活用して計画を実施（Do）し、その成果や効果を評価・検証（Check）します。さらに、必要に応じて見直し・改善（Act）を行い、次の計画（Plan）へとつなげていく、PDCA サイクルの取り組みによる適切な進行管理を行っていきます。

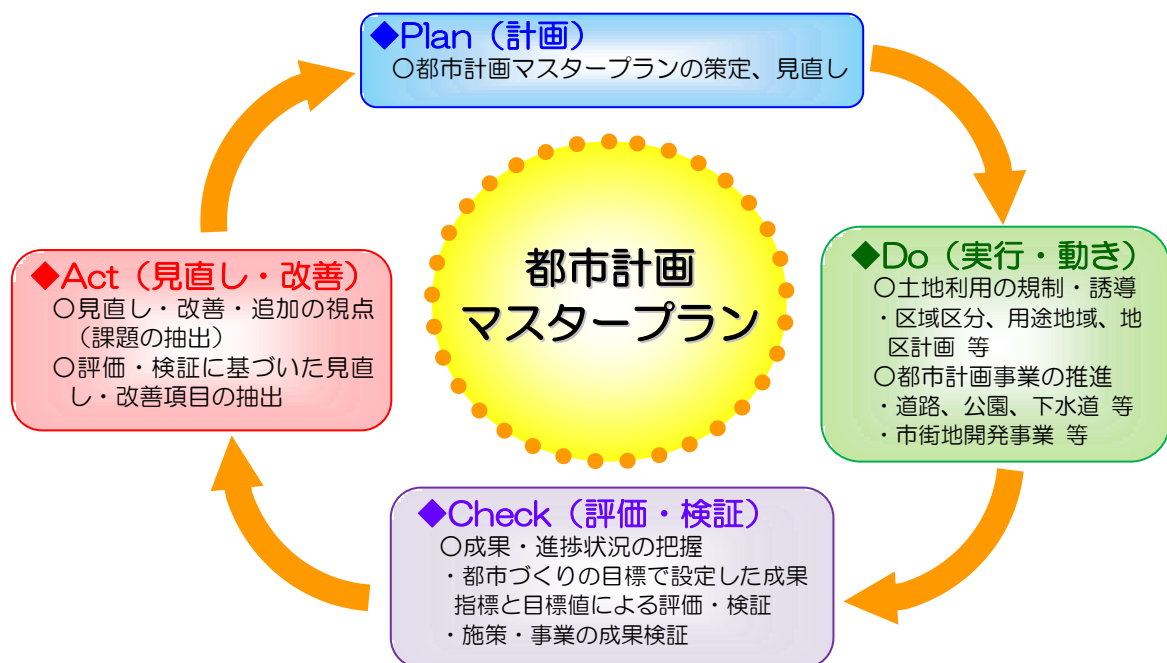


図 PDCA サイクルによる進行管理と見直しのイメージ

2. 都市計画マスタープランの評価・検証

都市計画マスタープランの評価・検証については、将来都市像に掲げた「ひと・まち・くらしの輪が交流連携をはぐくむ定住都市 玉村町 ～住みよいまちから住みたいまちへ～」への実現を目指して設定した 4 つの都市づくりの目標ごとに、達成度や効果を計る指標の設定により評価・検証を行います。

なお、都市計画マスタープランの将来都市像の実現には、上位計画である総合計画との整合を図りながら、長期的な見通しを持って取り組む必要があり、施策や事業等の成果や効果が明らかになるまでには、一定の期間が必要と考えられます。

このため、指標の設定は、総合計画の指標のから都市計画マスタープランの 4 つの都市づくりの目標に関連する項目について共有するとともに、総合計画の見直し時期を目安（3～5 年程度）に評価・検証を実施し、必要に応じて指標の拡充や見直しを行い、内容の充実を図っていきます。

都市計画マスタープランの都市づくりの目標

目標1 多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

既存の商業や工業の集積、豊かな農業資源や自然・歴史・文化を活かした地域振興を推進するとともに、県央の広域交通軸の要としての交通利便性を活かした新たな活力と周辺都市との交流・連携による賑わいを生み出す都市づくりを目指します。

目標2 愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

町内に住む誰もが、生活に便利な環境のなかで、安全安心に暮らし続けられる都市づくりを目指します。

目標3 豊かな自然資源や歴史資産と調和した個性ある都市づくり

本町の特性である川・緑・田園などの自然資源や歴史資産を守り・活かし、これら資源と調和した都市づくりを目指します。

目標4 協働によるまちづくり

多くの関係者が地域のまちづくりに参加し、住民、企業、行政の3者がそれぞれの役割を果たしながら協働に取り組み、多様なニーズへの対応や誇りのもてるまちづくりを目指します。

◆目標1 多彩な機能を活かした交流・連携による活力と魅力があふれる都市づくり

指 標		現状値 (基準値)	目標 (H27)
1	農業体験参加者数（学校、消費者）	児童 200 人 消費者 0 人	児童 600 人 消費者 200 人
2	新規工業団地等への新規進出企業数	—	15 社
3	町内事業所数（事業所統計）	1,391 事業所	1,406 事業所
4	小売業事業所数	209 事業所	210 事業所
5	観光入込客数 (注) 平成 21 年度観光客数・消費額調査より	275,800 人	300,000 人
6	東毛広域幹線道路（玉村町区間）の供用延長	2.03km	5.60km
7	東毛広域幹線道路沿線地域の連携	—	連携事業の立ち上げ
8	他市町村との交流事業数	8 事業	11 事業

◆目標2 愛着をもって誰もが快適に暮らし続けられる安全安心な都市づくり

指 標		現状値 (基準値)	目標 (H27)
1	住民1人当たりの公園面積(町立公園)	8.9m ²	9.5m ²
2	交通事故発生件数(年間)	320件	270件
3	買回り品の町内吸引率	14%	20%
4	働きやすい就業環境が整っていると思う住民の割合 (注2) 総合計画住民意識調査より	11%	20%
5	計画的な土地利用がなされていると思う住民の割合 (注) 総合計画住民意識調査より	17.2%	25%
6	総人口に占める市街化区域人口の割合	25.3%	29%
7	歩道設置済み道路延長	25,189m	27,200m
8	乗合タクシー年間利用者数	23,513人	28,000人
9	周辺都市への平日バス便数	44便	50便
10	公共下水道整備率(面積)	55.8%	75.7%

◆目標3 豊かな自然資源や歴史資産と調和した個性ある都市づくり

指 標		現状値 (基準値)	目標 (H27)
1	登録有形文化財の登録件数	1件	4件
2	河川クリーン作戦参加者数(年間)	866人	1,000人
3	環境モデル団体数	1団体	5団体
4	新エネルギー設置年間件数(太陽光発電)	48件	72件
5	担い手への農地集積率	43%	65%

◆目標4 協働によるまちづくり

指 標		現状値 (基準値)	目標 (H27)
1	緑化愛護団体登録数	8団体	16団体
2	地域住民との協働管理公園箇所数	15箇所	32箇所
3	民間企業との災害時応援協定数	1社	5社
4	住民活動サポートセンター利用登録団体数	—	50団体
5	出前講座の開催数	2回/年	10回/年

※目標1～4についての指標、現状値、目標の設定は、「第5次玉村町総合計画」の成果指標と目標値から関連する項目を抜粋しており、総合計画の見直し時期とあわせて評価・検証を行う予定。